

国税OB税理士が告白発する！



大箸直彦氏
税理士

経営者必読

名古屋国税局で辣腕をふるった税理士が、道内で「不当な課税の強行」が行われている、と声をあげている。税理士が公にした具体的な事例は耳を疑う内容だ。問題は深刻。なぜなら、氷山の一角に過ぎない可能性がある。

道内で相次ぐ不当な課税

税務署員が脅しとも受け取れる発言

「行政は誤らない」というのは神話に過ぎない。官でも民間でも、組織の大小に関係なくミスや間違い、場合によっては不正は起きる。しかし、同時に「行政は

ところが、この行政の信頼を失いかねない事態がいま、道内を管轄する札幌国税局で起きている。

税理士法人・インパクト（本社・名古屋市）の代表社員・税理士の大箸直彦氏が、実例をベースに世に訴えている。

大箸氏は名古屋国税局に、長年勤務した国税OB。2012年に退職して地元で

きちんとやっている」と信じられているからこそ、世の中がうまい具合に回る面もある。

独立。東京にも拠点を構えている。昨年7月には新たな国税OB税理士を招き、札幌支店を開設した。

大箸氏が思い切った行動に出たのは5月末のこと。自社のホームページ上で「札幌国税局管内で『不当課税未遂事件』発生」札幌国税局長へ4月27日付上申書提出」という文書を公表をした。

「複数の税務署や国税局の税務調査において、複数の事業者に対して『不当な課税を強行』しようとしている事例が、短い期間の間に多数発生していました」として具体的な事例を紹介。上申書自体も公表している。文書はこう締めくくられている。

「まるで弱いものイジメするかのごとく札幌国税局が

権限を濫用して『不当な課税を強行』しようとしているとしたら、決して許されるものではありません」

「今回の事件と同様の『不当な課税を強行』しようとする税務調査が二度と起こらないように願ひ、札幌国税局に対しては非があれば非を認めて、きちんと謝罪をし、反省を基に原因を解明して再発防止に努めていただきたいと強く思います」

一介の税理士が当局に対し、ここまでするのは聞いたことがない。

さらに8月初旬、上申書の案件になっていた顧問先の2社が国家賠償請求を札幌地裁に提起した。

大箸氏に取材し、提供を受けた資料を見ると、驚愕の事実と重大な疑念が輪郭を帯びる。

まず今回、国賠訴訟を提起した2社の件について。大箸氏が指摘する内容は以下の通り。

1件目は飲食業のファーストストーリーティンク（本社・札幌、以下F社）。札幌中税務署が昨年11月8日にF社に対し、札幌西税務署がグループ会社に対し、それぞれ税務調査を開始。F社は売り上げの一部をこまかし、簿外資産を有していた。

税務署側は3月31日、F社の代表取締役に対し、法人に対する2種類の追徴税額（①約1億7700万円、②約8200万円）を提示し、修正申告を勧奨した。

税務署側は②で修正申告書の下書きを作成し、前任顧問税理士に交付していた。②が事実上の最終案だったようである。

ところが、担当税理士をインパクトに交代したいとF社側が伝えると、交代するなら税額の多い①の内容になると暗にインパクトの排除を税務署側は要求した。その後、インパクトの調

査によって、簿外資産から支出した内装費などの経費が、領収書や関係書類を提出しているにもかかわらず、なんら反映されていないことが判明する。

簿外資産はほぼすべてが代表者の認定賞与（事実上の報酬、役員への賞与は経費ではない）と見なされていた。そのため法人税に加えて代表者個人の所得税が課税されていた。

また、代表者の友人が個人経営する店についても法人に帰属するとして、強引な課税処理をしていた。

さらに、脅しとも受け取れる発言を税務署員が行っていたという。

大箸氏によると「問題の金額が大きいので査察調査が入り、逮捕者がでるかもしれない」「友人の店を法人の帰属にしないと、友人の自宅が差押えられるかもしれない」といった主旨の発言だったとか。

6月29日、F社は税額約1600万円の修正申告を行うも、この内容を一切検討をせずに税務署側は同日、更正を通知する。更正通知の税額は約6600万円だった。

3月31日に事実上の最終案として税務署側が提示した追徴税額は約8200万円。それが更正通知では約6600万円まで減額となっている。このことから、当初の処理のいい加減さが見える。

F社は現在、税額約1600万円の修正申告が正当であるとして不服申立を行っている。

非常にデタラメだった事実認定

国賠訴訟の原告の2社目は、中古事務機器販売の北祥（本社・恵庭市、以下K社）。昨年10月3日、札幌南税務署がK社への調査を

開始。税務署側は多額の売上除外があり、認定賞与も発生するとして修正申告を勧奨した。

税務署側が当初、提示した売上除外額は4000万円以上。遡及期間は7期分で重加算税の賦課も行う内容だった。当局が重くみていたことがわかる。

根拠は経理担当の元従業員の供述だった。元従業員が「現金売上を除外し、自分名義のゆうちょ銀行の口座に入金。そこから金を代表者に渡した」という旨の供述をしたとされる。

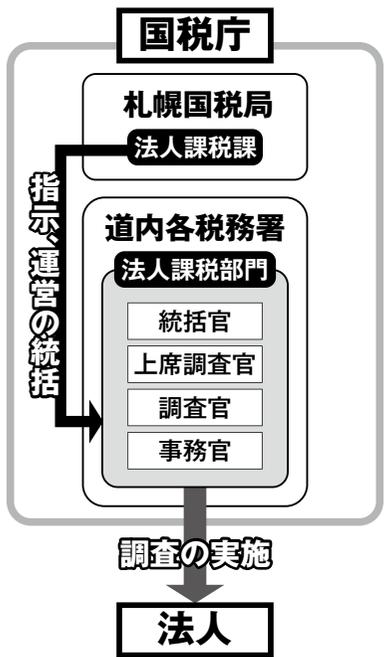
K社の代表者は売上除外があった旨の供述を強要されたという。

しかし、途中からインパクトが担当税理士に代わり調査をすると、税務署のずさんさが明らかになる。

税務調査には反面調査というものがある。例えば、対象企業の取引先に照会し、伝票などの記録などから実

態をつかむ。K社が売上除外しているなら、該当する取り引きがあるはずだ。ところが、売上除外に該当する具体的な取り引きを反面調査でも一切、把握していなかった。証拠は元従業員の話だけ。元従業員は問題を起こし、会社をクビになった人物だった。

K社の代表者は台湾出身で、大箸氏に「私は日本にお世話になってるし、自分分は外国人。経理や管理がずさんだったこともあるし、悔しいけれど爾向かつても勝てないから」と当初、税務当局の主張に従おうと思



つた心情を明かした。調査開始から優に半年以上が経過した6月15日、札幌南税務署から「申告を是認する」旨の連絡が大箸氏に入った。「申告の是認」とは確定申告の内容を認め、修正申告の必要がないということ。

「是認の時は短期間で税務調査は終わります。何かあった時も2、3カ月が普通6カ月ぐらいかかることもなくはないが、まれです」(他県の税理士)

重加算税というペナルティを課そうとまでした案件にもかかわらず、一転して

「無罪」。税務署側の事実認定が非常にデタラメだったと言わざるを得ない。

事務運営指針に沿っていない

大箸氏が率いるインパクトは、不適切な課税処理と判断できる複数の道内事例に接してきた。作成した「札幌国税局管内・不当課税未遂事件の一覧表」というリストには、上記の2社以外の事例が複数、載っている。

掲載されている事案を見ると、計3カ所の税務署、国税局資料調査課が担当していた。特定の税務署員、あるいは特定の税務署が抱える問題ではないと考えるのが自然だ。

では、何が起きているのか。そして大箸氏はなぜ、世に訴える手段を選んだのか。8月下旬、大箸氏に取材した。語り口は熱く、内

容は多岐にわたった。分かりやすくするため骨子を抜き出して整理し、一問一答形式にして記述する。

◆ 名古屋国税局ではどんな仕事を。

大箸 資料調査課や法人課税課、査察課などで勤務しました。法人課税課では監理担当の係長として、各税務署の調査を仕切る担当も経験しました。物的な証拠、供述などの人的な証拠に基づき、調査を徹底しました。場合によっては調査のやり直しも指示しました。

◆ 資料調査課とは。

大箸 一般のみなさんは査察が花形と思うでしょうが、国税組織の中で資料調査課、通称・リョウチョウが法人税務調査の最高峰です。

全国には11国税局があります。トップが局長、次が総務部長ですが、名古屋国税局総務部長の秘書も経験

し、その仕事を通じて組織全体の動き、危機管理の仕組み、東京の国税庁の考え方も勉強しました。

◆ だから、札幌国税局がいかにデタラメなことをやっているか、納税者に理不尽なことをやっているのかわかります。不当な課税の強行が、道内で恒常的に行われている可能性があると感じています。

◆ 税務調査はどんな流れで行われるのですか。

大箸 まず確定申告を出しますよね。それから税務当局は情報を集約し、調査先を選定します。調査できる件数には限界がありますから。

◆ 調査先が決まると、対象企業と税理士に調査に入る旨を通知します。ただ、理由がある場合、通知なしで税務調査に入ることもあります。

◆ 調査期間はどのくらいなのですか。

大箸 問題がなければすぐに終わります。問題があれば取引先なども調べ、3カ月以上かかることもあります。調査着手から3カ月を超えた場合、管轄の国税局に報告をするルールがあります。

また、札幌国税局管内の法人税調査の場合、500万円を超える所得隠しを税務署が見つけると、局の法人課税課に報告する独自ルールもあります。報告を受けた法人課税課は内容のチェックや指導を行います。しかし、今回明らかにした事案は局の法人課税課がしっかりと動いていないと見えています。

◆ 税務調査や課税手続きのルールとは。

大箸 2011年に国税通則法が改正され、全国的に統一したルールで行うことになりました。国税庁が事務運営指針も定め、その指針に従って税務調査や課

税手続きを進めることになっていきます。いわばマニュアルです。

◆ マニュアルとはいえ、国税庁の事務運営指針は上級官庁からの職務上の命令にあたり、大変重いもの。これに外れた調査事務運営を行うと国家公務員法98条違反となり、職員が懲戒処分を受ける可能性もあります。当たり前ですが、租税法律主義です。ルールに則って適格に行われなければなりません。しかし、今回、公にした事案は明らかに指針に沿っていない。

不当な課税ならば泣き寝入りしない

◆ 顧問先が国賠訴訟を提起しました。

大箸 裁判の最大の目的は、札幌国税局や管内の税務署が、他地域ではあり得ない、不当な課税処理を恒常的に行っていることを世

間に公表すること。

◆ 公表することで札幌国税局が反省し、今後、同様のことを行わないようにすることです。

◆ 北海道の事業者には、不当な課税であれば泣き寝入りしないでほしい、と伝えたい。

◆ 売名行為と見られるかもしれません。

大箸 違います。上申書を提出しましたが、何ら札幌国税局は対応をしなかったので公表しました。

◆ 裁判についても、原告の顧問先は売り上げの一部ごまかしていた事実を世間に知られてもいいから、後に続く若い経営者が同じ目に合わないよう、と決断をしてくれました。

◆ なぜ、不当な課税の強行が道内で恒常的になつていると考えていますか。

大箸 地方局の辛さですが、小規模な税務署が多く、なかなか現場職員が経験を

積めず、調査能力が総じて高くないと思います。札幌国税局の職員も同様で、各税務署をグリッパできていない。本来は全国ルールである事務運営指針に基づき、リーダーシップを発揮して指導すべきなのに、できていないと感じています。

◆ 私がいた名古屋国税局では、2000万円を超えるような多額の不正事案については、局の法人課税課が中身まで踏み込んで指導していましたが、札幌国税局では、そのようなことが行われている様子がない。

◆ 人間は誰しもミスや間違いをします。チェック体制がなっていないということですか。

大箸 道内の税務署では、法人課税部門の上司である統括官も、案件の中身をしっかりと把握していないのではないかと感じます。それから、税理士側の体質も背景にあるかもしれま

◆ せん。税理士は税務調査の時、経営者側の唯一の味方です。ところが「税務署に反論して自分の事務所が目を付けられたら困る」とおっしゃっていた地方の税理士がいました。税務署に従うのが無難である、と考えている税理士もいました。

◆ 税務署と税理士が互いに緊張感を持って、向き合うべきです。

◆ 札幌国税局は、この事案について「国税職員は、国家公務員法により守秘義務が課されていることに加え、国税通則法により一層重い守秘義務が課されているため、個別の事案に係る事柄はお答えできない」と回答。

◆ また「上申書等の名称にかかわらず、納税者等からの苦情等の申し出があった場合、申し出を受けた者及び担当部署が真摯に対応している」などとした。

(野口)